

公益財団法人群馬県建設技術センター 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人群馬県建設技術センター（以下「センター」という。）の定款第13条及び第26条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第20条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 常勤役員とは、センターを主たる勤務場所とする役員をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与、諸手当をいう。
- (6) 費用とは、職務の執行に伴う旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員及び評議員に報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員については、報酬等を支給する。
- 3 非常勤の役員の報酬等については、理事会及び評議員会の出席等その都度支給することができる。
- 4 評議員の報酬等については、定款第13条に定める金額の範囲内で、評議員会の出席等その都度支給することができる。
- 5 役員及び評議員に対する報酬等の支払い方法は、役員及び評議員の依頼により口座振替により支払うものとする。

(報酬等の額)

第4条 センターの役員及び評議員の報酬等の額は、次のとおりとする。

1 常勤役員

- (1) 報酬の月額、賞与及び加算率は、別表1のとおりとし、役員の方々の報酬月額は、理事長が理事会の承認を得て定めるものとする。
- (2) 賞与及び加算率は、別表2のとおりとし、加算率は、理事長が理事会の承認を得て定めるものとする。
- (3) 実態に応じて、通勤手当、扶養手当、住居手当、地域手当を支給することができる。

支給額については、通勤手当については、別表3、扶養手当については別表4、住居手当については別表5及び地域手当については別表6のとおりとする。

(4) 退職手当及びこれに準ずる手当は支給しない。

2 非常勤役員

報酬等は、別表第7に定める金額とする。

3 評議員

報酬等は、別表第8に定める金額とする。

(支給日)

第5条 常勤役員の報酬等の支給日は、その月の21日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という）または、日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給日とする。

2 常勤役員の賞与の支給日は、6月30日及び12月10日とする。ただし、その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日とする。

3 非常勤役員及び評議員の報酬は、出席等の都度支給する。

(費用弁償)

第6条 センターは、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用について支払うものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人群馬県建設技術センターの設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表1（常勤役員の報酬月額）

役 職 名	報 酬 月 額
理事長	310,000円以内
副理事長	300,000円以内
専務理事	290,000円以内
常務理事	290,000円以内

別表2（常勤役員の賞与及び加算率）

	支 給 率	加 算 率
年 間	450/100以内	20%以内

別表3（通勤手当支給額）自家用車使用

片道通勤距離	手当金額	片道通勤距離	手当金額
2Km以上3Km未満	2,000円	6Km以上7Km未満	4,550円
3 ~ 4	2,450	7 ~ 8	5,250
4 ~ 5	3,150	8 ~ 9	5,950
5 ~ 6	4,100	9 ~ 10	6,650

別表4（扶養手当支給額）

配偶者	配 偶 者 以 外				満15歳に達する日後の4/1から満22歳に達する日後の最初の3/31までの間の加算額
	1 人 目		2 人 目	3 人 目 以降	
	配偶者がある場合	配偶者が ない場合			
13,000円	6,500円	11,000円	6,500円	6,500円	

※1 配偶者以外は、満60歳以上の父母及び祖父母、満22歳に達する日後の最初の3月31日までの間にある血族の子、孫及、弟妹及び重度の心身障害者。

※2 配偶者を含めて恒常的な所得が年間130万円未満の者。

別表5（住居手当支給額）

対 象	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度以降
自宅所有者	3,000円	2,000円	1,000円	0円

別表6（地域手当）

支 給 額
支給額＝（報酬月額＋扶養手当）×2％（地域手当支給割合）

別表7（非常勤役員の報酬等）

役職名	職 務 内 容	金 額	備 考
理 事	理事会に出席の都度	11,000円／1回	群馬県職員の職にある者には支給しない
監 事	理事会、評議員会に出席の都度	11,000円／1回	同上
同	監査の都度	11,000円／1回	同上

別表8（評議員の報酬等）

役職名	職 務 内 容	金 額	備 考
評議員	評議員会に出席の都度	11,000円／1回	群馬県職員の職にある者には支給しない